

寄附金の税制上の優遇措置について

神戸市公立大学法人に対する寄附につきましては、所得税法、法人税法等による税制上の優遇措置が受けられます。

1. 個人の場合

(A) 所得税

寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の 40%を超える場合は、総所得金額等の 40%)が 2,000 円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。

$$\text{所得控除額} = \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}$$

(B) 個人市民税

神戸市では、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中で、市長が指定した団体に対する寄附金を、個人市民税の寄附金控除の対象としています。
本学は、この指定を受けていますので、神戸市にお住まいの方で、寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の 30%を超える場合は、総所得金額等の 30%)が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 8%を乗じた税額が控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 8\%$$

(C) 個人県民税

兵庫県にお住まいの方で、寄附金の合計額が 2,000 円を超える場合、その超えた金額に 2%を乗じた税額が控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 2\%$$

2. 法人の場合

(A) 法人税《法人税法第 37 条第 3 項第 2 号》

全額損金算入が可能です。

寄附受納書の保管、確定申告での提出

入金の確認後、『寄附受納書』を郵送いたします。これは税制上の優遇措置を受けるにあたって必要になりますので、大切に保管してください。(確定申告が必要です)
※ご寄附いただきました、翌年の2月～3月に確定申告する必要があります。
詳しくは、住所地の税務署にご相談ください。

優遇措置を受ける手続きについて

確定申告期間に、神戸市公立大学法人が発行した「寄附金受納書」を添えて税務署に申告してください。
なお、「寄附金受納書」は、寄附金の入金が確認され次第、法人から送付されます。